

今から始めないと間に合わない！

弁護士による「同一労働同一賃金」がよくわかるセミナー

いよいよ 2020 年 4 月 1 日(中小企業は 2021 年 4 月 1 日)より、パートタイム・有期雇用労働法が施行され、いわゆる「同一労働同一賃金」ガイドラインの適用がスタートします。

これにより、短時間労働者や有期雇用労働者、派遣労働者等の非正規社員の差別的な待遇がポイントになります。パート従業員が正社員と同じ仕事をしている場合、同一労働同一賃金のガイドラインでは、法律的及び実務的な面での「不合理な待遇差」が禁止されます。特に実務面では、業務分担や賃金制度が重要なポイントになり正社員の人事評価にも影響を及ぼします。

今回のセミナーでは、弁護士が法律と実務面で、今後企業において予測される課題に対して具体的に実践的な対応策を交えて解説いたします。是非多くの会員の皆様のご参加をお待ちしております。

【日 時】 令和 2 年 1 月 28 日(火) P M 2:00～P M 4:30

【場 所】 浦添市産業振興センター結の街
(浦添市整理客 4-13-1 TEL098-870-1123)

【定 員】 50 名

【会 費】 会員 無料 (会員外 3,000 円)

【締 切】 1 月 15 日(水) ※定員になり次第締め切らせて頂きますのでご了承ください。

【講 師】 真喜屋法律事務所 弁護士 鎌田 晋氏

【講義内容】

- ・「同一労働同一賃金」の基礎知識と今後の取組
- ・正社員とパート社員等非正規社員の「不合理な待遇差」とは？
- ・最新の労働裁判事例から見る対応策
- ・賃金制度・人事評価の見直し（仕事区分、賃金差の正当化等）
- ★個別実習「A 社の賃金規定・人事評価を点検してみましよう！」

【お問合せ】 福働会事務局 嶺井・宮城 TEL855-7910

----- <<参加申込書>>以下の事項をご記入の上、FAX にてお申し込みください -----

貴社名	TEL (098 - -)		
	FAX (098 - -)		
お名前		役職	
お名前		役職	

F A X 送信先 : 098-855-0960